

# 北秋田市地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書

## 第1 業務名

北秋田市地域公共交通計画策定支援業務

## 第2 目的

本市では、平成28年度に「北秋田市地域公共交通網形成計画（以下、「網形成計画」という）」を策定し、まちづくり関連施策が連携した面的な地域公共交通ネットワークの姿を明らかにした新たなマスタープランを示した。

令和2年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正に伴い、従来の「地域公共交通網形成計画」に代わる新たな法定計画として、「地域公共交通計画」の策定が規定された。

本業務は、「網形成計画」が令和4年度で計画期間が終了するため、令和5年度からの北秋田市の地域公共交通のあるべき姿やその実現に向けた取組等を明らかにする「北秋田市地域公共交通計画」を策定することを目的とする。

## 第3 参加資格

本業務に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 北秋田市物品調達及び役務提供にかかる入札制度実施要項第5条第1項に規定する資格者名簿に登載された者のうち、東北地区（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、及び福島県）内に本社または営業所を有する事業者であること。
- (2) 過去5年以内（平成28年度～令和3年度）に以下の同種業務いずれかの実績があること。
  - ・同種業務1＝地域公共交通計画（地域公共交通網形成計画）
  - ・同種業務2＝地域公共交通再編実施計画
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 秋田県内において指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 国税、県税及び市町村税について滞納がないこと。
- (7) 北秋田市暴力団排除条例（平成24年北秋田市条例第3号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

## 第4 履行期限

契約締結日の翌日から令和5年3月24日までとする。

## 第5 業務内容

本業務については、次の項目について行うものとする。

### (1) 計画・準備

受託者は、契約締結後7日以内に業務計画書を作成の上発注者に提出し、承認を受けること。なお、業務計画書には、次の事項を記載すること。

- ・ 検討業務内容
- ・ 業務遂行方針
- ・ 業務工程表
- ・ 業務実施体制および組織図
- ・ 配置技術者一覧表及び経歴書
- ・ 打ち合わせ計画
- ・ その他、発注者が必要とする事項

定める事項の記載内容に追加及び変更が生じた場合には、速やかに発注者に文書で提出し、承認を受けること。

### (2) 地域特性、及び公共交通の実態整理

#### ① 地域特性の整理

地理的条件や上位計画など、計画策定にあたり整合性を図るべき事項について整理する。

- 1) 地域特性の整理
- 2) 上位計画・関連計画の整理

#### ② 公共交通の実態の整理

公共交通の現況について整理する。

- 1) 公共交通等の運行状況等の整理
- 2) 公共交通の利用実態の整理

### (3) 各種調査の実施

市民や関係団体等の意見や交通事業者の移行等を把握するためアンケート、ヒアリングを実施する。

- 1) 市民アンケート調査（配布2,000部程度）
- 2) 関係団体・施設等アンケート調査
- 3) 交通事業者アンケート調査（2日間程度）
- 4) 庁内ヒアリング調査（1日間程度）

### (4) 現計画の検証

現在の計画である北秋田市公共交通網形成計画の検証を行う。

(5) 公共交通の問題点・課題点の整理、課題を踏まえた基本方針の検討

公共交通の課題を整理し、それを踏まえた基本方針等を検討する。

① 公共交通の問題点・課題点の再整理

② 課題を踏まえた基本方針の検討

1) 基本方針の見直し検討

2) 基本目標の検討

3) 評価指標・数値目標の検討

(6) 具体施策とその事業化策の検討

課題解決のための具体策を検討し、関係主体と協議し、その事業化に向けた検討を行う。

① 具体施策の検討

1) 先進事例等の収集・整理

2) 具体施策の検討

② 具体施策の事業化策の検討

(7) 北秋田市地域公共交通計画（案）のとりまとめ

調査結果、検討結果を踏まえ、素案についてパブリックコメントを実施し、北秋田市地域公共交通計画（案）をとりまとめる。

(8) 北秋田市地域公共交通活性化協議会の開催等

北秋田市地域公共交通活性化協議会等、北秋田市公共交通計画の審議のための会議の開催を支援する。

1) 地域公共交通活性化協議会の開催支援（2回程度）

2) 関係主体との個別協議の実施支援（3回程度）

3) パブリックコメントの実施支援

## 第6 打合せ協議

業務を円滑にかつ効果的に遂行するため、受託者は発注者と着手時、中間時、最終納品時の計3回程度、協議打合せを行う。

但し、協議を必要とする場合においては、追加で打合せ協議を実施する。

打合せの内容については受託者がその都度記録し、記録はMicrosoft Word形式で速やかに作成し相互に確認したうえで、議事録として協議会事務局の担当者へ提出する。

## 第7 検査

- 1 本業務が完了した時は、業務完了届を提出するとともに、成果品を提出し、発注者の検査を受けること。

- 2 本業務の完了期限前であっても、発注者があらかじめ成果品の提出期限を指定した場合には、その指定する期限までに、その時点における成果品を提出し、検査を受けること。

## 第8 成果品

- (1) 北秋田市地域公共交通計画・・・・・・・・・・ 2部
- (2) 北秋田市地域公共交通計画（概要版）・・・・・・ 2部
- (3) 各種調査集計・分析結果及びその他関係資料・・・・・・ 2部
- (4) 上記を保存した電子媒体（CD-R）・・・・・・ 1式

## 第9 その他

- (1) 本業務は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たっては、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置の下で業務を実施すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。
- (5) 本業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。